

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	石岡市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ishioka.lg.jp/page/page002663.html

執行機関名 石岡市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二六年六月一三日法律第六九号)による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	石岡市就学援助事務取扱要綱(平成21年3月26日教育委員会告示第8号)による援助事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		石岡市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第7の項 石岡市就学援助事務取扱要綱(平成21年3月26日教育委員会告示第8号)による援助事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二六年六月一三日法律第六九号) 第1条	石岡市就学援助事務取扱要綱(平成21年3月26日教育委員会告示第8号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条及び学校保健法(昭和33年法律第56号)第17条の規定に基づき、 <u>経済的理由により就学が困難な児童又は生徒の保護者に対し、石岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う必要な援助(以下「就学援助」という。)</u> に係る事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		石岡市就学援助事務取扱要綱(平成21年3月26日教育委員会告示第8号)